

No	頁	該当箇所			意見者	修正内容	理由・委員意見	対応方針
2 PPP/PFI推進にあたっての考え方								
1	3	2. (1)	基本的考え方		山口	特に従来型事業方式を 前提として 構築されてきた現行制度に対して、PPP/PFIの利点が最大限に機能するように見直しが必要である。		【内閣府】 頂いたご意見の通り修正します
2	6	2. (2) ④	事業類型ごと	その他のPPP/PFI (類型Ⅳ)	本田	なお、サービス購入型PFI事業活用の検討に際しては、資金調達コストの差異のみで判断するのではなく、業務効率化による効果など 社会価値（ソーシャルバリュー）や環境価値等 を総合的に勘案してVFMを客観的に評価して行うべきである。	PPP事業を採用するかどうかの判断基準はVFMだけで判断するのではなく、その他の社会価値（例：パークPFIを導入することに伴う、健康福祉への寄与や医療費削減効果、まちなかでの買い物など市民の幸福度への寄与）や環境価値（SDG'sの持続可能なまちづくりなど）を定量化することにより、導入の指標として活用すべき。	【内閣府】 頂いた意見については、定量評価が難しいため、趣旨を踏まえ以下の通り修文します 「業務効率化による効果等を 総合的に勘案したV F M の客観的な評価や、民間事業者の創意工夫の活用等による社会価値等への評価を踏まえて 行うべきである」
3 推進のための施策								
3	7	3. (1) ①	制度面の見直し	建設・製造・改修	吉田	① 公共施設等運営事業の対象は「運営等」（必要であれば注釈を入れる）であり、その範囲は管理者等の個別の判断に委ねられているが、運営事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」の必要性を踏まえ、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し	課題をある程度明示した方が全体として分かりやすくなるのではないかな。	【内閣府】 ガイドラインの記載を踏まえ、別添のように修正しました。 ① コンセッション事業は、公共施設等について「運営等」を行うものであり、「建設」「製造」「改修」は含まれておらず、ガイドラインにおいては「運営等」に含まれる業務かどうかは管理者等が個別に判断すべき事項とされているが、運営事業者にコンセッション事業に密接に関連する「建設」「製造」「改修」を認めた方が、民間本来のノウハウを一層活用した事業を行うことができる場合がある。このため、運営事業者により実施することが可能な範囲を明確化し、～
4	8	3. (1) ②	制度面の見直し	共有物分割請求権	吉田	～公共施設等運営権を設定するケースは十分にあり得るが、 公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。ものであり、 その場合の円滑な事業運営確保等～	原案の記載内容だけでは理解しにくいため、補足しては如何か。	【内閣府】 頂いたご意見の通り修正します
5	8	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	本田	キャッシュフローを生み出しにくいインフラ分野においても、公共サービスの質の維持等に適切な配慮を行うつつ、包括的民間委託やPFI方式の導入を維持するため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施や 財政の優遇措置 、ガイドライン等の策定などの導入支援を行う。	道路・橋梁などの社会インフラに対するPPPを活用する場合、長期の包括的な維持管理手法が有効だと考えられるが、このスキームに対する長期的な国の支援の保証がなされていないのが現状となっている。こうしたことから、PPPによる長期の包括的な手法を導入する事例に対し、国が優遇した支援措置を講じることにより、より一層の導入促進が期待できる。	【内閣府】 頂いたご意見の趣旨を踏まえ、以下に修正します 「海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施 などの財政的支援及び ガイドライン等の策定などの導入支援を行う」
6	8	3. (1) ④	制度面の見直し	株式の流動化	大西	SPC株式の流動化を促進する理由や、その目的・意図についても言及した方が良いと史料。		【内閣府】 頂いたご意見の趣旨を踏まえ、以下に修正します 「S P C (特別目的会社)の流動化 は、民間事業者においての早期の資金回収を実現し、新規インフラ事業の取組促進に繋がり、P F I 事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式の流動化の促進に向けて 」
7	8	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	吉田	～を促進するため、 非収益施設に限定している現行の 税制の特例措置について拡充等の方策を検討する。		【内閣府】 頂いたご意見の趣旨を踏まえ、以下に修正します 「～を促進するため、 非収益施設に限定している現行の 税制の特例措置の拡充等の方策を検討する。」

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■アクションプラン修正に関する委員意見

No	頁	該当箇所			意見者	修正内容	理由・委員意見	対応方針
8	13	3. (2) vi) ①	導入促進に向けた積極的支援	優先的検討規程	本田	優先的検討規程について、国や全ての人口20万人以上の地方公共団体において、速やかに策定・運用がなされる とともによう、先進的な取り組みを行う自治体の成功事例を紹介する。また 、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られるよう～	自治体職員だけでは、十分に検討する知識やノウハウも不十分なことから、外部の有識者などを活用した先進的事例や成功事例を参考に、全国の自治体に横展開を図ることが有効である。	【内閣府】 「頂いたご意見の趣旨を踏まえ、以下に修正します 速やかに策定・運用がなされる よう、先進的な取り組みを行う自治体の事例を紹介する。また 、人口20万人未満の地方公共団体への導入促進が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業や策定・運用における課題の解消に向けた助言等の支援を実施する。 なお、優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表する。 （平成30年度から）＜内閣府＞」
9	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進		財間・難波	「発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に対して十分な評価を行うなど、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等を図るよう留意が必要である」という記述が、地域プラットフォームに関する文脈にあることは違和感あり、本項目と本質的には関わりないのではないか。		【内閣府】 この項目では、“地域における新たなビジネス機会の創出など地域経済社会の活性化や社会的課題の解決につなげるため、地域におけるPPP／PFIの活用を推進”ということを中心においており、当該箇所へ記載するのが妥当であると考えています。文脈のつながりを考慮し、段落を新たにし次のように修正します。 「～その能力や提案を活用したPPP／PFI事業の形成を一層促進する。 また発注時において地域経済社会の活性化に資するような提案等に対して十分な評価を行うなど、民間事業者の提案等を活用し、地域経済社会の活性化等を図るよう留意が必要である。」
10	15	3. (3) ②	地域プラットフォーム等を通じた促進	地域内外のプレイヤー	大西	【方針】 では「地域内外」という文言が含まれ、当該地域外の力が必要なことが示されている。 【具体的取組】 においてもこれに繋がる文言入れては如何か。（例えば、具体的取組の②に地域外のプレイヤーを入れるなど。）	収益が対象地域のプレイヤーに落ちることが重要ではあるが、かといって、外部のプレイヤーとの関係を絶ってしまうと、地域活性化は成功しないケースが多い（と考えており、 【具体的取組】 の記載ともつなげるとよいと考える）	【内閣府】 ⑤について、「⑤ 複数の地方公共団体・ 地域内外 の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援する」と修正します
11	16	3. (4) ③	民間提案制度		難波	近年の自治体等のサウンディングの乱用を鑑みるに、公共側のコミットメントが不十分な提案制度が作られてしまうことになるのではという懸念もあります。官民対話・事業者選定プロセス運用ガイドにある選定時のインセンティブや随契等に関する踏み込んだ記載があればよいと史料。 諸外国では、民間提案の知財買取や選定時のスイスチャレンジやBAFO等の便宜を図っている国も多く、個人的には入契制度についてさらに進んだ検討がなされていくことを期待。一方、民間提案が盛んな国では提案を受け付けても審査するための技術的能力・コンサル費用等が無く十分な対応ができていないところも多いため、米国のように提案審査料を徴収する（これは日本のPFI制度の手順には合わないと考える）、国または機構の支援メニューとして審査に必要なコンサルタント費用等を拠出できるようにする等の対応がなされるとよいと考える。		【内閣府】 前段については、委員の御指摘を踏まえ、AP本文に追記を行いました。 後段の提案審査の支援については、既存の民間提案活用支援（内閣府）等により民間提案の公募、受付、評価等について引き続き支援していきます。 「PFI事業民間提案推進マニュアル（H26.9）」等について、近年の民間提案の活用実態・課題（ インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等の改善等 ）に対応した改定を行い、公共施設等の管理者等に対し、民間提案を受け付けるための体制整備（相談窓口の設置や庁内体制の整備など）を促すとともに周知する。（令和2年度から）＜内閣府＞

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■アクションプラン修正に関する委員意見

No	頁	該当箇所			意見者	修正内容	理由・委員意見	対応方針
12	17	3. (5)	公的不動産における推進		山口	⑤低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験値の少ない地方公共団体に対しても～	「経験値の少ない」という文言では、地方公共団体が劣っているという印象を与えるため。	【内閣府】頂いたご意見の通り修正します
13	17	3. (5) ⑤	公的不動産における推進	有効活用	本田	地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るまうなこと、さらには、公的不動産を活用したいと考えている民間事業者とのマッチング等必要な環境整備を進める。	経験の少ない小規模な自治体等においては、民間事業者とのパイプが少ない為、公的不動産の活用に積極的な民間事業者と遊休の公的不動産を多く保有する自治体のマッチングを図ることが必要と考える。	【国交省】以下の通り修正を致します。 「例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成３０年３月に改訂した「公的不動産（PRE）の民間活用の手引き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている不動産特定共同事業者等の民間事業者と地方公共団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るために必要なまうな環境の整備を進める。」

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■アクションプラン修正に関する委員意見

No	頁	該当箇所			意見者	修正内容	理由・委員意見	対応方針
14	19	3. (6)	PFI機構の活用		財間	具体的取組において、改正で新たに加わった領域のコンサルについての記述がほしい。 (例：③の項に、公的不動産の有効活用を含むPPP/PFIの推進のためのコンサルティングを行う、のような記述があるとよりわかりやすいと史料)		【内閣府】 いただいた意見等をもとに、以下のように変更・追加。 【具体的取組】 ③ 地域における P F I 事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、 地域再生法改正により新たに付与されたコンサルタント機能も活用しつつ 、P F I に係る知識や～ ⑤ 機構は、～ことから設置期限が令和9年度末までとされている。しかし、現状では、～であり、今後、地域におけるPPP/PFI事業を一層推進していくためには機構が有する出融資機能やコンサルティング機能の活用が一層求められると考えられる。こうした状況を踏まえ、機構の今後の在り方について、設置期限の延長も含め、検討を行う。（令和2年度から）＜内閣府＞
15					山口	現在の支援案件に対する支援の継続、今後の P P P ／ P F I 事業の実施への支援、機構における優れた人材の安定的確保の観点から、設置期限の延長が可能であれば、延長した方が望ましい。 設置期限の延長については、例えば5年程度といったように一定の年限を設定し、機構の実績に対する評価によって延長するかを決定するといったような形で、機構に対するモニタリングと期限延長を組み合わせて運用したら良いと考える。		
16					加藤	PFI機構は寄り合い所帯ではあるものの、それぞれの領域のプロが在籍している。また、各地方団体などへも積極的に出かけて、相談に乗っているように見え、その役割は小さくないと史料。具体的には； ・案件数にもよるが（議案1「資格の整備」で述べた）人材の活用が難しい場合において、PFI機構の知見を活用した地方公共団体への助言という機能が期待でき、今後強化してほしい領域。地銀にも同じことが言え、PFIの案件が少なければノウハウも蓄積されず、担当者も育成されないと考える。 ・PFI機構では民間が難しい条件で融資されていると聞いており、今後、金利のスプレッドが大きくなるところもあると思われ、PFI機構の役割が拡大するのではないかと考える。 以上のことから、PFI機構の継続に賛成いたします。		
17					財間	今後は（重点分野にもあるように）より市民生活に身近な上下水道、道路、文教施設を対象としたPFI事業が進行すると思われる（期待している）。 大都市圏内だけではなく、地方都市においての案件、また規模もそれほど大きくない案件が増加すると思われる（期待している）が、PFI機構のように「公的機関」が参画することの“正当性（事業性能面、公共事業としての意味合い）や安心感”は、上記のような「地方都市」における「市民に近い公共施設」を民間運営に移行するためには有効に働くと思われる。 また、機構の資金は「期間に定めがある」ため、スキーム構築をする際に、自ずと「出口」議論、すなわち「流動性」の議論が必要となる。特に抵抗感が高いと思われる地方都市において、株式や債権の流動性について、合理的な議論が行われることが期待できる。 以上のことから、令和9年度末での設置期限を見据えた新規案件の支援期間が3年程度しかないということについては、これを短いといわざるを得ないと考える。今後、市民にとって身近な、かつ地方都市における公共施設のPFI事業が多く現出することを期待している。		
18					小林	アクションプラン改訂版たたき台の3（6）及び資料2に記載されたPFI推進機構のあり方の説明に関して、特段違和感ない。 現在、サービス購入型の案件については、金融機関が極端に低いプライシングを求められることが多く、メガバンクなどにとってはPFI事業向けファイナンスに積極的に取り組みにくい状況が発生しているものと認識している。 そうした中で、収益事業を一部含むサービス購入型案件において、機構が、PFIの経験に乏しい地方銀行のために、アレンジャーとしてシニアローンも含めたファイナンス全体のアレンジメントを行うというケースをよく目に見ている。 そのようなプロセスを通じて、地方銀行へのノウハウの承継に貢献されている点は非常に有意義であると思料。		
19	19	3. (7)	その他		山口	①国・地方公共団体等が 公共サービスの提供にあたって自ら資産を保有する自ら資産を保有し、公共サービスを提供する という従来の手法以外の柔軟な手法	「自ら資産を保有する」というのが従来の手法であることがわかる文章にした方が良い	【内閣府】 頂いたご意見の通り修正します
20	20	3. (7) ③	その他		財間	道の駅の「整備・管理」→「整備・管理・運営」の表現にしたい。		【国交省】 ご指摘を踏まえ、「整備・管理・運営」とします。

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■その他のご意見等

No	頁	該当箇所			意見者	委員意見	対応方針
2 PPP/PFI推進にあたっての考え方							
1	5	2. (2) ③	事業類型ごと	公的不動産利活用（類型Ⅲ）	財間	「～策定・改訂や（中略）の更新等の状況を踏まえつつ」という記載だが、公表や見える化についても言及してほしい。P3の記述（公共施設等総合管理計画や固定資産台帳の見える化が、民間提案や官民連携に繋がるという位置づけ）と合わせる形が望ましい。	【総務省】 ご指摘については、「地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める」（本文P16）と記載されており、貴見と同様の趣旨の内容が盛り込まれているところ。 なお、公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳については、各地方公共団体において整備・公表を進めるとともに、総務省においても各団体において整備・公表したものを取りまとめ、リンク集として公表している。
2	6	2. (2) ③	事業類型ごと	公的不動産利活用（類型Ⅲ）	財間	「～LABV等の新たな手法」の記載があるが、具体的アクションプランで触れられていないのではないかと。	【国交省】 LABVについては、その活用可能性も含めて検討するため先導的官民連携支援事業において令和元年度山口県山陽小野田市を支援したところであり、具体的な推進については今後の課題と認識しているが、引き続き、本件のような地方公共団体における先導的な官民連携支援事業を支援してまいりたい。
3 推進のための施策							
3	7	3. (1) ①	制度面の見直し	建設・製造・改修	小林	運営権者による対象施設の一部の「建設」、「製造」、「改修」の実施を許容する実務的な必要性が高い点は全く異論ないが、かかる運営権の法的性質（みなし物権）との整合性にも配慮する必要があると考える。 また、運営権の設定等は、運営権登録簿に登録されることになるが、登録簿表題部の変更は想定されていないとの理解。そのため、これまでのコンセッション案件において、増改築によって対象施設の構成に一部変更が生じることが想定されても、登録簿表題部の登録事項（特に「公共施設等の立地」）と齟齬が生じないかというテクニカルな制約が問題になったケースもあったものと認識している。対象施設の一部の「建設」、「製造」、「改修」の実施により、対象施設に従前より大きな変更を許容する場合、かかる登録簿表題部の登録事項との整合性に関しても柔軟な対応を許容する必要があるかないかにつき検討する必要があると考える。	【内閣府】 本文記載上は「事業内容など」で読むことができるので、原文のままとさせていただきます。 頂いたご意見を踏まえ、運営権の法的性質や登記簿登記事項との整合性も踏まえて、検討を進めてまいります。
4	8	3. (1) ②	制度面の見直し	共有物分割請求権	小林	運営権を設定する自治体（A市）に対して、当該運営権の対象施設の一部を共有する自治体（B市）は、当該運営権に係るPFI事業の実施主体ではないものの、これに準じる者として、B市がかかる制約を受け入れるために必要な手続きについての明確化が必要となると考える。 （B市は共有物の分割の制限を受け入れるのみならず、共有物を含む対象施設に係る運営権設定のための公募等のプロセス、選定事業者等の契約の締結・管理等の全てをA市に委ね、運営権の存続期間に亘って当該運営権のアレンジに拘束されることになる、という理解）	【内閣府】 今後の検討の中でB市の手続きについても明確にしてまいりたい。
5	8	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	高橋	CFを生み出しにくいインフラについてPPP/PFIを導入する場合の課題として、従来の公共工事における検査・引き渡しと代金の支払い、という仕組みではなく、性能発注を前提にアウトプットに対して対価を払うという形にする必要がある。 これについては、個別の成果物を技術的に確認しないで、それと直接紐づかない形で対価を支払う、ということへの現場の抵抗感を排除する必要があると考えている。また、会計法や地方自治法上の契約に関する規制との関係で、そのような支払い方法を含んだ契約も問題ないということを整理し、周知する必要がある。	【内閣府】 いただいたご意見については、今後の政策実施の参考とさせていただきます。 なお、現在実施されている包括的民間委託契約においても、性能規定で要求水準を定め、その達成度に応じて対価を支払うことを実施している事例（東京都府中市における道路等包括管理事業など）もあり、こうした取組も参考にしていまいりたいと考えています。
6	8	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	高橋	特に下水道について、対価の原資が国からの補助金・交付金である場合、補助金や交付金は個別の成果物と紐づき、そのコストに合わせて支払う前提になっているため、アウトプットへの対価という支払い方法とうまくかみ合わないという問題がある。	【国交省】 いただいたご意見については、今後の政策実施の参考とさせていただきます。なお、下水道事業においても、上述の内閣府回答にあるような最新の取組事例も参考にしていまいりたいと考えています。
7	8	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	加藤	道路のケースでは、アペイラビリティペイメントやシャドートールのような形が研究されているのだと思うが、前者の場合、どのような要求水準を求めているのか、担い手にどのような特性があるのかをよく吟味する必要があると考える。	【内閣府】 今回の海外調査した道路のアペイラビリティペイメントにおいては、アペイラビリティの評価（例；通行可能性）とパフォーマンスの評価（例：道路の路面の状態をある一定以上にする）を要求水準にしているのが一般的。また、担い手については、モニタリングの重要性が指摘されており、例えば、支払いの減額に該当する事項があった場合、コンソーシアム内で最終的な負担者を確定するための仕組みがある事例を確認したところであり、海外調査の結果を今後の政策実施に活かしていく。
8	8	3. (1) ③	制度面の見直し	CFを生み出しにくいインフラ	大西	参考にすべき海外事例はあるのか。英国のPFIは「VFMが認められない」として、必ずしも成功モデルとして認められている訳では無いと考える。	【内閣府】 令和元年度に実施した海外調査において、米・英・仏において有用と考えられる事例を調査。別添概要をご参照ください。例えば、米国ペンシルバニア州においては、大規模な範囲の橋梁の架け替えに民間資金を導入することにより、また、早期架け替えのインセンティブを民間に付与することにより、従来の手法では不可能は範囲スピードでの橋梁の更新が可能となった例（概要P7参照）。英国シェフィールド市における道路等のPFI案件では、サービスのパフォーマンスが既定の水準に達しなかった場合に委託費を減額する仕組みによって、事業者がパフォーマンスを向上させるインセンティブとなり、結果としてより良いサービスが提供できるようになった例がある（概要P9参照）
9	8	3. (1) ④	制度面の見直し	株式の流動化	加藤	海外では、コンセッションからの撤退に伴うSPCの交代あるいは株主構成の変化の事例がある。日本の空港の場合、「国又は国の指定する第三者」に対して引き継がれることが想定されているが、（実務的には銀行など金融機関の審査があるとしても）事業失敗時の事業継承の枠組みを考えておく必要はないのか。	【内閣府】 頂いたご意見については、今後のガイドライン改正等を検討する中での留意点として参考とさせていただきます。
10	8	3. (1) ④	制度面の見直し	株式の流動化	難波	運営権ガイドラインでは株式譲渡について留意事項等が明記されているので、特に運営権ガイドラインの中で具体的な方針を示すというのは理解する。一方で、これは運営権事業以外でも関わってくる点であるため、プロセスガイドラインに関し、4-1（7）にある「株式譲渡に関する方針は、実施方針に記載するなど早い段階で示すことが望ましい」だけでなく、譲渡の制限に関する留意事項として記載することはできないか。	【内閣府】 頂いたご意見を踏まえ、今後のガイドライン改正の際はプロセスガイドラインへの反映も含めて対応することと致します。
11	8	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	財間	税制に限らずBOT推進のための議論と検討を進めるという表現にしてほしい。	【内閣府】

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■その他のご意見等

該当箇所				意見者	委員意見	対応方針	
12	8	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	本田	BOT方式についても、建設費に対する補助金の対象とすべきである。さらに、PFI事業も補助対象にされているが、実際の運用（要綱等）において、長期契約に対応していないなどの課題があり、活用できないケースもある	「税制の特例措置の拡充等」で読むことができますので、原文のままとさせていただきます。
13	8	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	吉田	BOT税制の拡充と合わせて、補助金交付金の交付要件等の整理が必要ではないか。	【内閣府】 各補助金・交付金等においてはBTOとイコールフットینگがなされていると承知。
14	8	3. (1) ⑤	制度面の見直し	BOT税制	足立	BOT税制について、どういう場合にどういう具体的本質的なメリットがあるのかについて、これまでに活用した官民主体の声などもふまえ、良い点と悪い点含めて、改めて正面からしっかりと検討事項として取り上げることも並行して行うと良いと考える。	【内閣府】 頂いたご意見を踏まえ、BOT方式を採用した事例の調査等を検討してまいりたい。
15	9	3. (2) i) ①	導入促進に向けた積極的支援	アドバイザー費用等の財政支援	鈴木	小規模地方公共団体におけるPPP/PFI導入検討における課題は、アドバイザー費用の支援やマニュアル整備だけでは解決しないのではないか。 地方公共団体を財政、人口動態、地理・地形、主要産業等の特徴に基づき類型化し、夫々に適したPPP/PFI導入例をコンサルタントや導入済み団体の経験者等がアドバイスする等、さらに一方踏み込んだ施策が必要と考える。	【内閣府】 内閣府では、PPP/PFIの導入例として、多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心とした事例集の作成、専門家派遣制度等による支援を行っています。 いただいたご指摘については、今後、3.(2) ii) ③の資格等の整備に関する検討等において参考とさせていただきます。
16	9	3. (2) i) ①	導入促進に向けた積極的支援	アドバイザー費用等の財政支援	加藤	アドバイザー契約の障壁を下げるのはよいが、地方公共団体にアドバイザーの質を見極める能力が乏しいと思われ、いわゆる丸投げにならないよう質の担保まで考慮する必要があるのではないかと。	【内閣府】 ご指摘を踏まえて今後詳細は検討していきます。
17	9	3. (2) i) ①	導入促進に向けた積極的支援	アドバイザー費用等の財政支援	吉田	アドバイザー費用の交付金等や導入検討を一部要件化した分野などを整理し、情報展開してはいかがか。	【内閣府】 御意見を踏まえ、関係省庁と協議の上、情報展開の方法について検討していきます。
18	9	3. (2) i) ①	導入促進に向けた積極的支援	アドバイザー費用等の財政支援	足立	異存はないが、アドバイザー経費やガイドライン類も含む実務・ノウハウ面の支援は、内閣府や国交省他関係庁より、現段階でもかなり充実している印象。 これを踏まえ、今後重要なことは、地域課題・社会課題をしっかりと自分事として捉え、そこにPPP/PFIを活用する重要性を腹落ちした上で、志高く推進するリーダーシップ人材をいかに育成・形成していくかである。簡単ではないが、そういったことを科学するようなことに踏み込む時期も来ているのではないか。中長期的課題になるのかもしれないが、このような本質的な話も今後検討できると良い。	【内閣府】 御意見を踏まえ、現在検討している資格等の整備等のなかで、今後の人材育成についても検討してまいります。
19	10	3. (2) ii) ①	導入促進に向けた積極的支援	マニュアル等の整備・周知	足立	今後は期間満了案件だけでなく、事業実施中案件の3年毎・5年毎等の定点評価についても検討課題とすると良いと考える。	【内閣府】 頂いたご意見を踏まえ、今後の事業評価等のマニュアル作成の検討を行ってまいります。

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■その他のご意見等

No	頁	該当箇所			意見者	委員意見	対応方針
20	10	3. (2) ii) ①	導入促進に向けた積極的支援	マニュアル等の整備・周知	大西	事後評価等のためのマニュアルを作成の取り組みには賛同。 (今回のアクションプランで議論の俎上に載せることは難しいと思うが) 事後評価について長期的には、内容も含めた情報公開のあり方について、今後議論が必要になってくると考える。	【内閣府】 頂いたご意見を踏まえ、今後の事業評価等の検討を行ってまいります。
21	11	3. (2) iii) ③	導入促進に向けた積極的支援	資格等の整備	加藤	地方公務員でも知見のある担当者が少なくないが、知見を残さずに退職する例や異動する例がある。この制度を柔軟に使い、知見やノウハウを残す機関としてもよいのではないか。民間企業にとっても（適切に運用されれば）歓迎のはず。	【内閣府】 御意見のあった機関等を構築することまでは現時点で想定していませんが、知見・ノウハウの蓄積や継承の視点は、今後、検討する上での参考にさせていただきます。
22	12	3. (2) v)	導入促進に向けた積極的支援	広域化・集約化等に向けた支援等	高橋	複数自治体の業務をあらかじめ一部事務組合としてまとめられていない場合、広域的な業務を特定の民間事業者が担う形を作ることに課題があり（具体的には、各自治体が個別に事業者選定を行うと、そのたびに誰が事業者になるのかわからず、結果として虫食いのような形にしかない、といった問題）、安易な随意契約には問題がある一方、スムーズな広域化につなげる仕掛けとしてどのような方法が考えられるのか、問題点の整理と解決方法について今後何等か示すことができると有益ではないか。	【総務省】 広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できることから、各公営企業における積極的な取組を推進しており、特に、水道事業及び下水道事業については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注等の多様な広域化の手法があることを踏まえ、地域の実情に沿った検討を要請しているところ。こうした手法の事例については、先進・優良事例集を通じて、引き続き各団体に紹介してまいりたい。 【厚労省】 一部事務組合等の形態を問わず広域連携の1形態である業務の共同化を実施している事例はあるが、広域連携の推進を実施するにあたり、最適な広域化について、都道府県を中心とした具体的かつ計画的な取組を進めることが重要となると考えている。 【国交省】 広域的な業務を民間事業者に委託する際には、以下のような取組が有効と考えています。 ・複数自治体で事業者の選定を共同で実施 ・下水道公社等の第三者機関を活用した業務の一括発注、管理 また、上記の取組を含む、広域的な業務に取り組む地方公共団体の事例について、事業の概要、ポイント、効果等について事例集として周知するほか、このような課題を解決するために取り組んでいる自治体の事例を発表する場を全国各地で設けることで、好事例の水平展開を図っております。頂いた御指摘も踏まえつつ、引き続き、下水道分野での広域化・共同化の取組を一層推進してまいります。 【環境省】 環境省では、平成31年3月にごみ処理の広域化・集約化にかかる通知を発出し、推進を図るとともに、昨年度から、地方公共団体等が広域化・集約を進めるうえでの課題や検討事項をまとめた広域化・集約化に係る 手引きを作成し、今年度公表を予定しているところです。
23	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進	地域内のプレイヤーの活用	難波	地元企業等が競争に参加しやすくなるための工夫の必要性についても記述があればなおよいと史料。 (現時点で記述はできないと思うが、具体的には応募書類の簡素化、競争参加費用の一部負担等)	【内閣府】 現段階で具体的な記述までは想定していませんが、地域プラットフォームなどを通じて、地域企業の基礎的知見やノウハウ向上、各地域での工夫の事例の情報提供などを進めていきたいと考えています。ご指摘の方法についても今後検討してまいります。
24	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進		加藤	本施策について賛成	
25	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進		吉田	地域プラットフォームは国が取組を開始してから5年経過している。この施策をより実効的なものとするため、現状の課題や効果などについて検証し、対応策を共有することが必要ではないか。統一的なフォローアップ調査の実施など、その上で運用マニュアル改定が望ましい。	【内閣府】 ご指摘を踏まえ、今年度中を目途に、協定プラットフォームに参画している地域などへヒアリング・アンケート等のフォローアップ調査を実施した上で、運用マニュアル改訂等の充実を図ってまいります。
26	14	3. (3)	地域プラットフォーム等を通じた促進		足立	今後、小規模自治体へもしっかりと広く適切にPPP/PFIの普及を図っていく必要があるほか、箱物・インフラいずれも広域連携と官民連携をシナジーを働かせながら課題解決につなげていくことが重要。そのような中、県レベルのプラットフォームも1つのカテゴリとして捉えて形成していく視点も重要と史料。県への一層の意識付けも含め、検討課題としていただけると良い。	【内閣府】 ご指摘の通り、県レベルでのプラットフォームの充実重要と考えております。協定プラットフォーム制度は、都道府県単位での運営を基本としており、対象地域の拡大や支援の充実に努めてまいります。
27	15	3. (4) ③	民間提案制度		鈴木	平成30年度の施策として、「支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ、既存の指針やガイドラインと併せて周知を図る」とあるが、この効果の検証結果はどうであったか。 民間提案の裾野を広げようとするならば、上記の取組に加え、提案を検討したが断念した民間企業からの意見収集や、これまで検討してこなかった民間企業の声を拾う施策も必要ではないか。民間の観点では、特に昨今は事業の持続可能性の見極めが難しく、最大のリスクとなっている。ビジネスモデルの工夫によるリスク回避の事例等、共有する仕組みが必要と考える。	【内閣府】 令和元年度に、事業推進部会において民間提案制度に関する実施事例調査を行っており、そこで得られた知見について部会資料として公表しております。【→資料要添付】 なお、令和2年度は、近年の民間提案の活用実態・課題に対応する形で既存のマニュアルの改定・周知を行う予定です。調査に当たっては、頂いた御意見を参考に、調査対象事業、ヒアリング対象を検討します。

第22回計画部会／各意見からのご意見及び対応

■その他のご意見等

No	頁	該当箇所			意見者	委員意見	対応方針
28	16	3. (5) ④	公的不動産における推進	管理計画の策定・改訂	足立	総合管理計画や個別施設計画策定後の実行・実現へいかにしっかりとつなげるか、またそこどうPPP/PFI活用を地域が腹落ちした形でしっかり実行に移してもらうか、といったところまで含むパッケージでの推進を、より具体的に力強く進めていくと良い。 複合化や集約化に係る最適化事業債権等の利用によって、イニシャル支援が充実し、民間資金活用の必要性を感じにくくなることで、逆に民間ノウハウ活用が目届かなくなってしまうケースも多いと考える。そのようなケースでも、LCC最適化等の観点での民間ノウハウ活用が適切に進むよう、検討すると良い。	【総務省】 公共施設等総合管理計画の策定指針においても、公共施設等の更新などに際しては民間の技術・ノウハウ、資金等を活用することが有効な場合もあることから、PPP/PFIの積極的な活用を検討するよう助言しているところ。 【内閣府】 頂いたご指摘の通り、総合管理計画等からPPP/PFI等官民連携の重要性を引き続き啓蒙し、パッケージの推進を進め、また、イニシャル費用のみならずLCC最適化等の観点でも、PPP/PFIを導入し民間ノウハウの活用が図られるよう周知してまいります。
29	19	3. (7) ①	その他	非保有手法	本田	現行は、リース方式に対する補助金は認められていないことから、まずは、その導入の有効性などをしっかりと検証すべきである	【内閣府】 頂いたご意見を踏まえて、今後の調査・政策実施の参考とさせていただきます。リース方式がどのような分野において有効か等の調査を行い、その上でイコールフットィング等の可能性について検証してまいります。
30	20	3. (7) ②	その他	交通ターミナル事例	財間	2月に閣議決定された道路法の改正を踏まえた記述にした方がよいと思料。 現稿には品川等の具体案件の進め方が記載されているが、ターミナルでの実績を上げ、ターミナル以外の道路付帯施設へコンセッションの対象施設を広げていける、という趣旨などは記載しないのか。 また、現稿での「企画提案→事業提案の公募→建設仕様の整理→実施方針策定」という流れは、多大な手間が掛かりそうな印象を受ける。前二つを一つにまとめ、「民間ヒアリングもしくは企画提案・事業提案の公募」といった表現ではいかがか。	【国交省】 現時点では道路法改正法案はまだ国会でご審議いただいている段階であるので、この状況を踏まえた記述としている次第です。 なお、本改正案では料金を徴収する道路附属物は既にコンセッションの対象とされており、品川など先行事例を踏まえて全国に普及展開を図るつもりです。 また、実施方針策定に向けた提案の公募においては、その手続きの公平性を確保するため、厳格な手続きを講じるものであると考えております。
31	20	3. (7) ③	その他		財間	今般、そろそろ飽和に近いとも言われる道の駅を今回の改定で取り上げる意図は。	【国交省】 道の駅については飽和しているとは考えておらず、現在、PFIを活用した道の駅の検討を行っている地方自治体もあると聞いており、事例の成果及び課題を整理することが重要と考えています。
4 集中取組方針							
32	21	4. (2) ①	重点分野	空港	足立	近年の欧州でのコンセッションのプロジェクトで成功していると言われるものの中には、「地域への貢献を重視した長期経営戦略」（地域への雇用・付加価値創出や、地域住民・環境への負担軽減・最小化等を重視）、「インバウンド・マーケティング戦略」（広域DMOとして、空港をコアに広域エリア全体の資源を活かした観光振興へ取組）、「地域との継続的な関わり」（地域の開発者で構成される諮問委員会からの意見等をふまえた事業運営）等を実践している例も見られる。 地域にとって、空港コンセッションは手段。地域が地域発で、関係者協働により地域活性化戦略を考える中で、空港をどう戦略的に活用するか、そこに民間ノウハウやコンセッションをどう活用するか、という視点が大切。足下のコロナ禍からのインバウンド回復も見据えて、今後地域における当該分野でのコンセッション活用事例の継続創出にあたり、当該視点を改めて地域へ普及・浸透させることが重要。	【国交省】 ご指摘のとおり、空港コンセッションにおいては、地域との関係が重要であり、国管理空港のコンセッションでは、これまでの案件においても、地域の活性化に資するような施策を公募の提案項目としてきたところ。 ご指摘の観点も含め、引き続き、地域活性化に資する空港コンセッションの実現に取り組んで参りたい。
33	22	4. (2) ②③	重点分野	水道・下水道	足立	当該分野でコンセッションをはじめとする官民連携手法を各地域で適切に活用してもらうためには、最初の入口のところが大変重要。即ち、当該分野をめぐる課題は何か、解決策としての広域化や官民連携、そして、様々な官民連携手法がある中で、何をどこまでどう活用したらどのような効果があるのかといったことを、地域へしっかり普及を図ることが重要。「トップラインを伸ばす」観点での民間ノウハウ活用意義は一般にわかりやすいが、「ボトムライン悪化の緩和」や、公共サービスの質の維持、効率化を図る観点での民間ノウハウ活用のメリットは、非常にわかりにくいところがあると思料。 また、当該分野でのコンセッション活用については、民間に委ねる範囲によっては、フルコンセッションから何をマイナスしたかよりも、包括委託に何をプラスしたか、と考えた方がわかりやすい取組等も多々ある。一部事業について料金収受のラインを一步超えただけで、筋違いな誤解が広がり、折角使える手法が上手に使えなくなってしまうと、非常に勿体ない。精力的に策定いただいた「運営権ガイドライン」等も貴重だが、「官民連携の手引き」の更なる充実・普及等も含む基本的取組が改めて重要と思料。 参考まで、米国では近年当該分野においてコンセッションの手法の活用事例等も創出されつつあるが、発注自治体の周辺自治体が、受け手のコンセッショネアを担うケース等あり。その他、連邦政府所管省庁による中小自治体の課題解決支援の取組（「水インフラ・レジリエンス・ファイナンス・センター」設立による各種情報提供・支援等）等もみられるところ。今後日本でも、当該分野の課題化帰結にあたり、広域連携t官民連携のシナジーや、卓越した技術力・運営能力を持つ政令市等のノウハウ活用、また、課題の深刻な中小自治体向けの「発注・運営・モニタリングに亘るトータル支援」等が重要となるところであり、今後の施策検討にあたり参考となる面もあると思料。 なお、必ずしも当該分野に限った話ではないが、公共インフラ・公共サービス分野への官民連携活用等に関して、エンドユーザーも含めしっかりした合意形成を図っていくことが大切。それに向けた地域の推進態勢、方法論等の示唆や情報等を、地域へ提供する視点等も重要。	【厚労省】 御指摘のとおり、官民連携にはコンセッションも含め様々な形態が存在することから、官民連携の目的を明確化した上で、地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を実施することが重要。これまで改正水道法も踏まえ「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂し、また、毎年開催している「水道分野における官民連携推進協議会」等の場を活用して事例紹介やノウハウの共有に取り組んできたところであり、今後、御指摘を踏まえ、関係省庁とも連携して、更なる支援を実施してまいりたい。 【国交省】 御指摘のとおり、下水道分野においても、地域の実情に応じた適切な形態の官民連携を実施することが重要と考えております。 国土交通省下水道部では、「モデル都市」での個別の取組支援を通じた案件形成を行っているほか、「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」等の場において、国からの各種情報提供や導入効果を含めたモデル都市等先行団体における取組事例の紹介、意見交換等を通じて、官民連携に係るノウハウの共有に取り組んできたところです。 頂いた御指摘も踏まえつつ、引き続き、下水道分野での官民連携の取組推進を図ってまいります。
34	25	4. (2) ④	重点分野	道路	財間	「案件を掘り起こす必要があるために重点分野に指定」するとの表現は、これ以上書き込めないのか。	【内閣府】 指定の理由について原文で十分記載ができていると考えることから、原文のままとさせていただきます。